

徳島市企業立地促進補助制度の概要

令和8年4月1日

①工場設置奨励制度

LED、環境・エネルギー、医療・介護・健康、地域ブランド化推進、新分野進出、農工商連携、その他市長が認める分野の工場で、新設等に係る投下固定資産額が1億円以上かつ新規地元雇用者又は転勤者が10人以上 <small>※各制度とも指定の要件は操業後1年以内に満たすこと。</small>	●固定資産税・都市計画税免除	3年間
	●雇用奨励金 新規地元雇用 1人40万円(1年間)	限度額 4,000万円

②研究所等立地促進制度

①の分野に関連する研究所及び研究開発部門等で、新設等に係る投下固定資産額が5,000万円以上かつ新規地元雇用者又は転勤者が5人以上	●固定資産税・都市計画税免除	3年間
	●中心市街地の貸オフィス入居の場合の事業所賃料補助 補助率1/4	限度額 300万円/年 3年間
	●雇用奨励金 新規地元雇用 1人40万円(1年間)	限度額 4,000万円

③ベンチャー企業等事業化促進制度

①大学又は高等専門学校と共同研究している。 ②産業競争力強化法による特定事業活動支援を受けている。 ③中小企業等経営強化法に規定する経営革新計画を受けたもの等で、新設等にかかる投下固定資産額が1,000万円以上かつ新規地元雇用者又は転勤者が3人以上	●固定資産税・都市計画税免除	3年間
	●中心市街地の貸オフィス入居の場合の事業所賃料補助 補助率1/4	限度額 300万円/年 3年間
	●雇用奨励金 新規地元雇用 1人40万円(1年間)	限度額 4,000万円

④情報通信関連事業立地促進制度

コールセンター(インバウンド事業)、データセンター、ソリューションセンター、事務処理センター、デジタルコンテンツ、クラウドサービス、Society5.0関連技術研究開発事業の事業所を新設するもので、新規地元雇用者が5人以上	●施設整備補助金(※)	限度額 500万円
	●中心市街地の貸オフィス入居の場合の事業所賃料補助 補助率1/4	限度額 300万円/年 3年間
	●雇用奨励金 新規地元雇用1人40万円(5年間)	限度額 4,000万円

(※)施設の整備に要した費用の1/4または1年目の雇用奨励金のいずれかの低い額

⑤本社機能移転促進制度

県外から本社機能(企業活動を統括し、経営方針や事務管理の中枢としての意思決定機能をいう)を移転する企業で、新設する事業所の規模が100㎡以上かつ新規地元雇用者又は転勤者が5人以上	●固定資産税課税免除(※)	3年間
	●中心市街地に新設する場合の移転費用補助 補助率1/4	限度額 1,000万円
	●雇用奨励金 新規地元雇用 1人40万円(5年間)	限度額 4,000万円

(※)地域再生計画の認定を受けた場合に限る。

※中心市街地

(1) 内町地区 幸町(1丁目に限る。)、寺島本町東、寺島本町西(1丁目に限る。)、元町、藍場町(1丁目に限る。)、一番町、八百屋町、通町(2丁目及び3丁目に限る。)、中通町(2丁目及び3丁目に限る。)、新内町(2丁目に限る。)、南内町(2丁目及び3丁目に限る。))及び両国本町

(2) 新町地区 両国橋、富田町、籠屋町、紺屋町、東船場町、西船場町(1丁目及び2丁目に限る。)、新町橋、東新町、西新町(1丁目及び2丁目に限る。)、南新町、銀座、東大工町、西大工町(1丁目及び2丁目に限る。))

《お問い合わせ先》

徳島市 経済部 経済政策課

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

TEL: 088-621-5225 FAX: 088-621-5196

E-mail: keizai_seisaku@city-tokushima.i-tokushima.jp